

勝山市監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、勝山市議会議長から監査の結果に基づき措置を講じた通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年4月26日

勝山市監査委員 藤村 敏夫
勝山市監査委員 帰山 寿憲

記

- 1 監査対象
令和2年度定期監査 第三次分
- 2 措置内容
別紙のとおり

(別紙)

監査の結果に基づく措置について

監査の結果（指摘事項等）	措置内容又は措置方針等（改善等内容）
<p>【議会事務局】</p> <p>政務活動費について</p> <p>(1) 議員活動報告用の封筒について、単年度に使用する部数としては多いと思われる印刷事例が見受けられたので注意するよう求めた。</p> <p>(2) 議員活動報告で議員活動以外に係る印刷代については、誌面を按分し費用から差し引いているので封筒及び郵送代についても同様に費用を算出するよう求めた。</p> <p>なお、特定の方への活動報告の郵送代については政務活動費として認める根拠があいまいだと思われるが、今後研究するよう求めた。</p> <p>(3) 一部の支払伝票で領収書のみ添付し単価や数量等がわかる納品書等がないものが見受けられた。明細がないと支払内容、金額の妥当性が事後的に検証できないため納品書を添付するよう求めた。また、封筒印刷等については、印刷物を添付するよう求めた。</p>	<p>全議員が出席する全員協議会において、監査からの指摘事項も含めた政務活動費についての注意点を喚起し指導に努めた。</p> <p>なお、活動報告の郵便代については、法及び条例の目的趣旨に鑑み、政務活動費の使途基準の見直しを検討する。</p>